

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年12月26日
【会社名】	株式会社C R I ・ミドルウェア
【英訳名】	CRI Middleware Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 押見 正雄
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区渋谷一丁目7番7号 住友不動産青山通ビル9階
【電話番号】	03-6418-7083
【事務連絡者氏名】	常務取締役 コーポレート本部長 田中 克己
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区渋谷一丁目7番7号 住友不動産青山通ビル9階
【電話番号】	03-6418-7083
【事務連絡者氏名】	常務取締役 コーポレート本部長 田中 克己
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

平成29年12月21日開催の当社第17回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日
平成29年12月21日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

コーポレート・ガバナンス体制を一層強化するため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社への移行に伴う、監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。

事業内容の拡大及び今後の事業展開に備えるため、現行定款第2条（目的）の目的事項の変更を行うものであります。

会社法の一部を改正する法律（平成26年法律第90号）により、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されたことに伴い、業務執行を行わない取締役につきましても、責任限定契約を締結することによってその期待される役割を十分に発揮できるようにするために、現行定款第28条第2項の変更を行うものであります。当該変更については、各監査役の同意を得ております。

なお、本議案における定款変更については、本総会終結の時をもって効力が発生するものいたします。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

押見正雄、古川憲司、田中克己、鈴木泰山を取締役（監査等委員である取締役を除く。）に選任するものであります。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

片山勝博、金成壽及、和藤誠治を監査等委員である取締役に選任するものであります。

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を年額90,000千円以内とするものであります。

第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

監査等委員である取締役の報酬額を年額30,000千円以内とするものであります。

第6号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

退任監査役 内田実氏に対し、当社の定める一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、取締役会に一任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案	28,956	181	0	(注)1	可決 92.876
第2号議案					
押見 正雄	28,821	316	0	(注)2	可決 92.443
古川 憲司	28,821	316	0		可決 92.443
田中 克己	28,948	189	0		可決 92.850
鈴木 泰山	28,948	189	0		可決 92.850
第3号議案					
片山 勝博	28,948	189	0	(注)2	可決 92.850
金成 壽及	28,481	656	0		可決 91.352
和藤 誠治	28,478	659	0		可決 91.342
第4号議案	28,905	232	0	(注)3	可決 92.712
第5号議案	28,909	228	0	(注)3	可決 92.725
第6号議案	28,278	859	0	(注)3	可決 90.701

(注)1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

3. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の株主のうち議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により可決要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以 上